

真下会計事務所行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画
を策定する。

1. 計画期間 令和6年9月16日～令和11年9月15日までの5年間

2. 内容

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場
復帰をサポートする。

<対策>

- 令和6年9月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始
- 令和6年9月～ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児
休業給付等、休業中の制度について周知する

目標2：小学校入学前までの子を持つ社員の柔軟な働き方を拡大する。

<対策>

- 令和7年1月～ 現在「子が3歳に達する日まで」となっている短時間勤務
制度を「小学校入学前まで」に拡大する。
- 令和7年1月～ 短時間制度以外にも1日5時間から7時間勤務による就業時刻
等の変更による柔軟な働き方を可能とする。
- 令和7年1月～ 制度の拡大について社員への周知を行う。

目標3：子の看護休暇制度を拡充し、取得時の賃金を有給とし、時間単位の取得につ
いては、「中抜け」も可能な利用時間を柔軟にした制度に拡大する。

<対策>

- 令和7年1月～ 子の看護休暇取得時の賃金を現在の無休から有給とする。
また、現在、始業時刻から連続、又は終業時刻まで連続して
取得することとしていた制度を、就業時間の途中で抜けて再
び戻って就業する時間単位での「中抜け」取得を可能とする。
- 令和7年1月～ 制度の拡大について社員への周知を行う。